

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条【名 称】

この法人は、特定非営利活動法人子ども全国ネットと称する。

第 2 条【事務所】

この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 3 条【目 的】

この法人は、原発事故の影響から子どもを守り、安心な暮らしと将来にわたる子どもの健康を求めて活動している市民団体が、全国規模でのネットワーク構築やネットワーク内外の連携強化、さらには情報発信活動を活発化させることによって、継続した活動を円滑に進めることをめざし、そのことによって、子どもの福祉と持続可能な社会の増進に寄与することを目的とする。

第 4 条【特定非営利活動の種類】

この法人は、その目的を達成する為、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ④環境の保全を図る活動
- ⑤人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑥子どもの健全育成を図る活動
- ⑦情報化社会の発展を図る活動
- ⑧前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第 5 条【事業の種類】

この法人は、その目的を達成する為、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- ①子どもの福祉と持続可能な社会のための人材交流事業
- ②子どもの福祉と持続可能な社会のための情報ネットワーク化促進事業
- ③子どもの福祉と持続可能な社会のための協力連携事業
- ④子どもの福祉と持続可能な社会のための調査研究事業
- ⑤子どもの福祉と持続可能な社会のための広報啓発事業
- ⑥その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

第 6 条【種 別】

この法人の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)上の社員とする。

- ①正会員 この法人の目的に賛同し、事業の発展を推進する個人
- ②ネットワーク団体会員 この法人の目的に賛同し、事業の発展のために連携する団体
- ③サポーター会員 この法人の目的に賛同し、事業の発展を協賛する個人
- ④サポーター団体会員 この法人の目的に賛同し、事業の発展を協賛する団体

第 7 条【入 会】

会員になろうとする者は、所定の申込書により、事務局に申し出て、理事会が確認する。

2. 理事会は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認める。但し、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第 8 条【会費】

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。又、退会し、或いは除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

第 9 条【会員の資格喪失】

会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- ①退会届の提出をしたとき
- ②本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- ③正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき
- ④除名されたとき

第 10 条【会員の退会】

会員は、所定の申出書により、事務局に申し出ること、任意に退会できる。

第 11 条【会員の除名】

会員が次のいずれかに該当するときは、代表理事は、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- ①法令、又はこの法人の定款に違反したとき
- ②この法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき

第 3 章 役員と事務局及び職員

第 12 条【種別及び定数】

この法人に、次の役員を置く。

①理事 3人以上

②監事 1人以上

2. 理事のうち1人を代表理事とし、副代表理事を若干名、置くことができる。

第13条【選任等】

理事は理事会、監事は総会において選任する。

2. 代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。

3. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第14条【職務】

代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

①理事の業務執行の状況を監査すること

②この法人の財産の状況を監査すること

③前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

④前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

⑤理事の業務執行状況、又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

第15条【任期等】

役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 補欠の為、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条【欠員補充】

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条【解任】

役員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事は理事会の監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- ①職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき
- ②職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第18条【報酬等】

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

第19条【種 別】

この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第20条【総会の構成】

総会は、正会員をもって構成する。

第21条【総会の権能】

総会における議決事項は、下記の通りとする。

- ①定款の変更
- ②解散及び合併
- ③会員の除名
- ④事業計画及び予算ならびにその変更
- ⑤事業報告及び決算
- ⑥監事の選任及び解任
- ⑦役員の職務及び報酬
- ⑧入会金及び会費の額
- ⑨解散における残余財産の帰属
- ⑩その他運営に関する重要事項

第22条【総会の開催】

通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ①理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- ②総正会員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- ③監事が第14条第5項第4号の規定に基づき招集したとき

第23条【総会の招集】

総会は、代表理事が招集する。但し、第22条第2項第3号の場合を除く。又、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときはその日から30日以内に臨時総会を招集し

なければならない。

2. 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも7日前までに通知を発しなければならない。

第24条【総会の議長】

総会の議長は、その総会に出席する理事且つ正会員である者の中から選任する。

第25条【総会の定足数】

総会の開会定足数は、総正会員数の2分の1以上の出席を要件とする。

第26条【総会の議決】

総会における議決事項は、第23条第2項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。但し、緊急の場合については、総会出席者の過半数の同意により議題とすることができる。

2. 総会の議事は、この定款に別に定める事項の他、出席正会員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

第27条【総会の表決権等】

各正会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、正会員は総会に出席及び表決したものとみなす。
3. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第28条【総会の議事録】

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①日時及び場所

②正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

③審議事項

④議事の経過の概要及び議決の結果

⑤議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。
3. 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされたときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

①総会の決議があったものとみなされた事項の内容

②前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

③総会の決議があったものとみなされた日

④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 29 条【理事会の構成】

理事会は、理事をもって構成する。

第 30 条【理事会の権能】

理事会における議決事項は、この定款に別に定める事項の他、下記の通りとする。

- ①総会に付議すべき事項
- ②総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③その他総会の議決を要しない業務の遂行に関する事項

第 31 条【理事会の開催】

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- ①代表理事が必要と認めたとき
- ②理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- ③監事から第 14 条第 5 項第 5 号の規定に基づき招集の請求があったとき

第 32 条【理事会の招集】

理事会は、代表理事が招集する。又、第 31 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときはその日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも 7 日前までに通知を発しなければならない

第 33 条【理事会の議長】

理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

第 34 条【理事会の議決】

理事会における議決事項は、第 32 条第 2 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。但し、緊急の場合については、出席理事の過半数の同意により議題とすることができる。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。
3. 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第 35 条【理事会の表決権等】

各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合、理事は理事会に出席及び表決したものとみなす。
3. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 36 条【理事会の議事録】

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ①日時及び場所
 - ②理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記する)
 - ③審議事項
 - ④議事の経過の概要及び議決の結果
 - ⑤議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。
3. 前 2 項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- ①理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ②前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ③理事会の決議があつたものとみなされた日
 - ④議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 資 産

第 37 条【資産の構成】

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ①設立当初の財産目録に記載された資産
- ②入会金及び会費
- ③寄付金品
- ④財産から生じる収入
- ⑤事業に伴う収入
- ⑥その他の収入

第 38 条【資産の区分】

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第 39 条【資産の管理】

この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第 6 章 会 計

第 40 条【会計の原則】

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第 41 条【会計の区分】

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

第 42 条【事業年度】

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 43 条【事業計画及び予算】

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 44 条【暫定予算】

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 45 条【予備費】

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第 46 条【予算の追加及び更正】

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

第 47 条【事業報告及び活動決算】

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 48 条【臨機の措置】

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

第 49 条【定款の変更】

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、且つ法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

①目的

②名称

③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

④主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

⑤社員の資格の得喪に関する事項

⑥役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)

⑦会議に関する事項

⑧その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

⑨解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)

⑩定款の変更に関する事項

2. この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第50条【解散】

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

①総会の決議

②目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

③正会員の欠亡

④合併

⑤破産手続き開始の決定

⑥所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第51条【残余財産の帰属】

この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第52条【合併】

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、且つ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

第53条【公告の方法】

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に、官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

第 54 条【事務局及び職員】

この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2. 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。
3. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。
4. 理事は、事務局の職員を兼職することができる。

第 10 章 雑 則

第 55 条【細則】

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。

代表理事	伊藤 恵美子
理事	石田 伸子
理事	犬飼 秀子
理事	中山 瑞穂
理事	伊藤 慈
理事	馬場 波美
理事	酒井 太郎
監事	大城 智子
監事	伏屋 弓子
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	入会金なし、年会費 金壱萬円
ネットワーク団体会員	入会金なし、年会費なし
サポーター会員	入会金なし、年会費 金壱千円/1 口（1 口以上）
サポーター団体会員	入会金なし、年会費 金壱千円/1 口（1 口以上）
7. 本法人の設立により、任意団体子どもたちを放射能から守る全国ネットワークの事業及び財産は、この法人が継承する。